

住まいの害虫⑮（その他の動物）

弱っている野鳥や獣类等

野生の生き物は、たとえ怪我や病気で弱っていても、かわいそうに思うかもしれませんが、自然の中での出来事は見守り、「自然のままに」しておくことが原則です。

1. 傷ついた野鳥を保護した場合（どうしても放って置けない場合）
お近くの県民事務所環境保全課までご相談ください。豊田市の問合せ先は、以下のとおりです。※なお、保護した野鳥や獣類を飼うことは法律で禁止されています。
2. 野鳥のヒナを保護した場合（どうしても放って置けない場合）
 - ・巣立ちの頃のヒナは、十分に羽が生えていなかったり、飛ぶ力が十分ではないため、地面に落ちてしまうことがあります。
親鳥は、そのヒナを近くから見守っていて、人間がいなくなるのを待ってヒナの世話をします。
そのため、地面に落ちているヒナを見つけたら「そのまま」にしてください。
 - ・もし、拾ってきてしまった場合は、なるべく早く拾ってきた場所に戻してください。
※人間に育てられたヒナは、自然の中で生きていくことが非常に難しくなります。
 - ・巣の場所が分かる場合（ツバメ等）は、元の巣に戻してください。巣が壊れてしまっている場合は、巣のあった場所の近くに、カップ麺の容器等をガムテープ等で貼り付けてください。再び親鳥が世話をすることがあります。
3. 傷ついた獣類を保護した場合（どうしても放って置けない場合）
保護した方自身で、保護した場所又はその周辺に戻してください。
4. 野鳥の死骸を発見した場合
 - ・野鳥は生き物であり、様々な原因で死んでしまうため、直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。エサが取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず、死んでしまうこともあります。しかしながら、様々なウイルスや細菌、寄生虫を持っていたりするため、処分する場合は、素手では触らず、ビニール袋に入れてしっかり封をして廃棄物として処分してください。
 - ・なお、同じ場所で多数の野鳥が死亡している場合は、処分の前に下記まで一度ご連絡ください。

【 問合せ先 】

事務所名	住所	電話番号
西三河県民事務所豊田庁舎 豊田加茂環境保全課	豊田市元城町4-45	0565-32-7494